

富士市下水道排水設備指定工事店

事務連絡会

令和8年度電子開催資料

資料の内容

指定工事店制度と工事店の役割

令和7年度の違反件数

違反内容の内訳

違反防止について

注意事項

責任技術者試験の案内

その他連絡事項

報告について

上下水道営業課下水道使用料担当からのお願い

指定工事店制度と工事店の役割

排水設備等の工事は、指定工事店でなければ行ってはならない。

公共下水道の機能を確保するため、適正な排水設備の設置が不可欠。

無届工事や不正使用等の不正行為を防ぐための制度。

工事店は、無届工事や無資格工事等の不正工事の禁止・撲滅。

(技術指針2ページ参照)

令和7年度の違反件数

年間の違反行為に該当した違反件数： 12件

令和6年度の年間違反件数： 16件

前年度との違反件数の比較： 4件減

主な違反内容

[違反内容1]完了届提出の遅延不正使用なし(2点) 7件

[違反内容2]無届着工 不正使用なし(2点) 5件

*累積点数が6点以上になると、指定効力の停止等の処分となります。停止期間中の指定工事店は、排水設備工事確認申請ができなくなります。公示も行うため、社会的信用が失墜してしまう恐れがあります。十分ご注意ください。(技術指針33ページ参照)

違反防止について

違反の傾向として、事務担当者と現場担当者との連絡ミスが多いことが、もっとも多く見受けられます。

申請・進捗状況・完成等について、社内での共有と確認作業を徹底してください。

工期の都合上、申請許可までに着工をする場合は、事前着工願書を提出することで着工可能となります。

***抜き打ちで職員が現場確認を行うことがありますのでご注意ください。**

注意事項

確認申請書を作成する前に、責任技術者は**必ず現場で状況を確認**してください。
(技術指針9ページ参照)

確認申請書交付後の施工変更や公共ます位置の変更があった場合などは、必ず排水設備担当まで相談するようにしてください。
(技術指針36ページ参照)

責任技術者は工事中や検査時も常に**責任技術者証を携帯**してください。
(技術指針30ページ参照)

注意事項 2

完了届の提出は、工事完了後**5日以内**に必ず提出してください。(完了日を含めない翌日から5日が期限)

(技術指針6ページ参照)

公共ますの材質などを変更をする場合は、必ず下水道施設維持課管路担当に変更申請を提出するようにしてください。**(現場の判断で勝手に変更しないように)**

令和8年度 静岡県 下水道排水設備工事責任技術者試験実施のお知らせ

静岡県下水道協会では、令和8年度静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験を実施します。

【受験願書配布】 7月1日(水)から静岡県下水道協会ホームページからダウンロードして入手してください。

【受験資格】 学歴に応じた実務経験を有する者

【受験申込期間】 令和8年7月21日(火)～7月31日(金)

【試験日】 令和8年10月23日(金)

【試験会場】 静岡商工会議所静岡事務所会館(静岡市葵区)

【受験手数料】 7,000円

また、受験に関する講習会を開催します。(参加は任意です。)

【講習日】 令和8年9月25日(金)

【講習会場】 静岡市上下水道局庁舎(静岡市葵区)

【受験講習手数料】 5,000円 受験講習会を希望する方は、受験と併せてお申し込みください。

【テキスト】 排水設備工事責任技術者講習用テキストは各自で直接購入してください。

テキストは以下のホームページ又はFAXから注文できます。

「シビルbooks(東京官書普及株式会社) <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

TEL03-3292-3701 FAX03-3292-1670」

試験の詳細は、最寄りの協会会員市町下水道担当課へお願いします。

☆広報ふじ7月号と7月上旬に富士市ウェブサイトにも掲載を予定しています。

【富士市の問い合わせ先】 〒416-8686 富士市本市場441-1 静岡県富士総合庁舎6階
上下水道部下水道施設維持課排水設備担当
TEL 0545-67-2847 ge-haisui@div.city.fuji.shizuoka.jp

連絡事項

今年1月から、確認申請および完了届の電子申請フォームによる申請受付を開始しました。24時間365日申請ができるため、窓口までお越しにいただいていた負担を軽減できます。事務負担軽減の有効な選択肢としてぜひご活用ください。

確認申請書フォーム

URL: <https://logoform.jp/form/5KXT/1478505>

二次元コード:



完了届申請フォーム

URL: <https://logoform.jp/form/5KXT/1478508>

二次元コード:



報告について

電子申請フォームへの回答をもって事務連絡会への出席としますので、期限までに回答するようお願いいたします。

期限までに回答がない場合は、事務連絡会に出席しなかったとみなし罰則4点に抵触します。ご注意ください。

回答報告フォーム

URL: <https://logoform.jp/form/5KXT/1589580>

二次元コード:



お問い合わせ先
富士市上下水道部
下水道施設維持課排水設備担当
TEL:0545-67-2847

上下水道営業課下水道使用料担当からのお願い

令和8年1月から公共下水道の接続工事に伴う各種届出書について、電子申請の受付ができるようになりました。ご提出について注意事項がありますので、ご確認ください。

公共下水道使用開始届について

・工事完了届を提出する場合は、同日中に公共下水道使用開始届をご提出ください。提出が遅れますと、下水道使用料の算出に遅れが生じる可能性がありますのでご注意ください。

・「事由発生年月日」および「指針」には、下水道本管へ接続した日をご記入ください。

正確な記入がない場合、公共下水道使用料が正しく計算されず、使用者に不利益が生じることがあります。

なお、これらの項目は料金計算に関わるため、下水道使用料担当での追記や修正はできません。記入内容に誤りがあった場合は、再提出または窓口での修正が必要となりますので、あらかじめご了承ください。

工事用水使用のための公共下水道使用休止届について

・公共下水道に接続されている建物を解体する場合や建て替え工事を行う場合は、下水道使用料を一時的に休止することができます。ただし、休止する期間が15日以下の場合は下水道使用料を休止できませんので、あらかじめご了承ください。

電子申請の受付について

・富士市ウェブサイトにて電子申請フォームを掲載しております。ぜひご利用ください。

■ 富士市ウェブサイト:トップページ > 暮らし・手続き > 上下水道 > 電子申請 > 上下水道料金に関する申請

■ URL : <https://www.city.fuji.shizuoka.jp/kurashi/jogesuido/denshishinsei/index.html>

■ 二次元コード :



◇井戸水等を使用する場合の事前協議のお願いについて

・公共下水道へ接続する建物のうち、水道水以外の水(井戸水等)を排除する場合は、排水設備工事前に公共下水道使用料に係る事前協議が必要です。

・適正な公共下水道使用料を請求することを目的として、排除汚水量(公共下水道使用水量)の計測方法について事前にご相談ください。

お問合せ窓口

静岡県富士総合庁舎6階(南側)

上下水道営業課 下水道使用料担当

(0545)67-2828(直通)